

平成30年度日高川町育英奨学生募集について

経済的理由により高等学校等の修学が困難な者に対して、就学の途を開くことにより、有用な人材育成に資することを目的に奨学金を無利子貸与します。

1. 出願資格

- (1) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者
- (2) 貸与を受けようとする者又はその親族が、日高川町に3年以上住所を有していること
- (3) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程）、短期大学又は大学（大学院を除く。）に入学予定者及び在学中の者

(注) 学資の支弁が困難と認められる者とは、本人と生計を同じくする父母又は生計中心者の総所得金額が下記に定める所得基準額以下の世帯です。

◇所得基準額

単位：円

	3人世帯	4人世帯	5人世帯
総所得金額	2,700,000	3,000,000	3,300,000
給与等収入額（参考）	4,050,000	4,425,000	4,800,000

*上記、給与等収入額（参考）はあくまで目安です。

(注) 専修学校については、修業年限2年以上に限ります。

2. 貸与額

- (1) 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程） 月額 15,000円
- (2) 大学・短期大学・専修学校（専門課程） 月額 20,000円

3. 提出書類

- (1) 日高川町育英奨学生願書（様式第1号）
- (2) 父母又は生計中心者の所得証明書
- (3) 世帯全員の住民票
(提出された書類は一切返却しません)

*願書については、教育委員会教育課に備えています。また、日高川町教育委員会ホームページにも掲載しています。

(日高川町教育委員会HPアドレス：<http://www.hidakagawa-ed.jp/>)

4. 出願期間

平成29年10月2日（月）～平成29年10月31日（火）

5. 提出先

〒649-1323 日高川町小熊2416
日高川町教育委員会 教育課
(提出は郵送も可としますが、10月31日必着)

6. 貸与決定

選考委員会に諮り11月中に決定し、選考結果については出願者全員に通知します。

7. 貸与人数

平成30年度の奨学生貸与人数は若干名とします。

様式第1号 (第5条関係)

日高川町育英奨学生願書

ふりがな 氏名	印		男 女	生年 月日	年 月 日 (満 歳)		
現住所	〒 (電話番号)						
本籍							
在 学 学 校	大学・短大・専修・高専・高校 (学校名)			入学(編入)年月 年 月		卒業予定 年 月	
	(課程) 部 科			現在学年 第 学年			
	(所在地)						
希 望 確 認	貸与額 (月額) 円			貸与期間			
	1 高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)			年 月から			
2 大学・短期大学・専修学校(専門課程)			年 月まで				
日本学生支援機構奨学金制度 [利用 未利用] 和歌山県修学奨励貸与制度 [利用 未利用]							
保 護 者	氏名			生年月日 年 月 日 (満 歳)			
	現住所 (奨学生との続柄)						
	電話番号			職業			
家 族 の 状 況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	現住所	年間収入額

(注) 1 続柄欄は奨学生との続柄を記入し、生計中心者を○で囲むこと。

(注) 2 転出している扶養家族があれば含めて記入すること。

(添付書類) 1 父母又は生計中心者の所得証明書

2 世帯全員の住民票